

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準
(学校保健安全法施行規則第 18 条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ 熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群、鳥インフルエンザ（H 5 N 1） ※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指 定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H 5 N 1） を除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日（幼 児にあつては 3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正 な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した 後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好にな るまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性 出血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ 感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止 を要する場合など

通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例
アタマジラミ、水いぼ、伝染性膿痂疹（とびひ）